

早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2015年4月10日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2015年3月号掲載)

第46回 均等論の主張と禁反言

1. 概要

前回に引き続き禁反言について解説する。

訴訟戦略において被告側にとって禁反言は均等論に対抗しうる重要な武器となる。審査経過を取得し、禁反言が生じていないか精査することが重要となる。ここで实用新型特許については実体審査を経ていないため、禁反言はほとんど生じていない。従って無効宣告請求を行い、禁反言を引き出す戦略が必要となる。人民法院は均等論を積極的に認める一方で、禁反言についても正当な理由があれば被告の主張を認めている。

ただし、補正等により、どのような範囲が放棄されたかを正確に見極めることが重要となる。以下の判例では禁反言がどの範囲で生じたかが問題となった。

2. 事例紹介

(1) 概要

本事件では、請求項1～3に基づき権利侵害を主張したところ、被告から無効宣告請求がなされ、請求項1及び2は無効となり、従属請求項3のみが有効と判断された。上海市高级人民法院は、特許権者は請求項1及び2の範囲を無効宣告請求の過程において放棄したことから、禁反言が成立し、請求項3についてはもはや均等論は主張できないと判断した¹。最高人民法院は、請求項1及び2の削除では請求項3に記載の技術特徴を放棄したとはいえないことから、均等論上の侵害を認めた²。

(2) 背景

(i) 特許の内容

田瑜、江文彦は「操舵機」と称する発明創造について、2007年4月17日国家知識産権局に实用新型特許出願を行い、2008年2月13日实用新型特許を取得した。特許番号

¹ 上海市高级人民法院 2010年判決 (2010)沪高民三(知)終字第53号

² 最高人民法院 2012年4月12日判決 (2011)民提字第306号

は ZL200720069025.2(以下、025 特許という)である。実用新型特許成立後、実用新型特許権者は 025 特許について、中誉電子(上海)有限公司(原告)に専用実施権を許諾した。

025 特許は、模型ヘリコプター及び模型飛行機等に用いられる操舵機について権利化している。参考図 1 は原告商品の一例³である。



参考図 1 原告商品

025 特許の請求項 1～3 は以下のとおり。なお符合は筆者において付した。

“1. 模型操舵機において、

支持台 10、電動機 20、ガイドスクリュー 30 及びスライドブロック 40 を含み、
前記支持台 10 は電動機台 11 及びスライドブロック台 12 を含み、

前記電動機 20 は前記電動機台 11 内に設けられ、前記電動機 20 の一端に主動歯車 50 が設けられており、

前記ガイドスクリュー 30 は縦向きに前記スライドブロック台 12 を貫いており、前記ガイドスクリュー 30 の一端に従動歯車 60 が設けられており、

前記主動歯車 50 及び前記従動歯車 60 は相互に噛み合い、

前記スライドブロック 40 は前記ガイドスクリュー 30 上を貫いており、かつ、前記スライドブロック 40 は伸びており、前記ガイドスクリュー 30 の底面にブラシ 70 を設けてある

ことを特徴とする模型操舵機。

2. 前記支持台 10 上に、操舵機駆動回路板 80 上に固定する固定孔 13 が設けてあることを特徴とする請求項 1 に記載の模型操舵機。

3. 前記操舵機駆動回路板 80 上に、線形の炭素膜 81 及び銀膜 82 が印刷されており、前記支持台 10 は、固定孔 13 を通じて前記操舵機駆動回路板 80 上に固定され、かつ前記スライドブロック 40 底面上のブラシ 70 と該炭素膜 81 及び銀膜 82 が相互に接触す

³中誉公司 HP より 2013 年 10 月 4 日 <http://www.helang.com/>

る

ことを特徴とする請求項 2 に記載の模型操舵機。

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ 3 月号をご覧ください。